

eスポーツ実証事業 企画提案コンペ仕様書

1 事業の趣旨

eスポーツは、年齢や性別・国籍・障害等の壁を超えて誰もが参加できるコンцепトとして注目されている。市場規模やファンの人口は年々増加を続けており、近年、国内でも社会的認知が進み、コミュニケーションツールとしての利用も進んでいる。県では、部活動等で夢に向かってチャレンジしている高校生の目標となるような大会を開催し、eスポーツへの興味関心や意欲向上に繋げることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託金額

3,999,930円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

イベント参加者の募集・連絡調整、ゲスト・MCの招聘・連絡調整、台本作成、会場の確保・設営・撤去、タイトルの使用許諾調整、賞品の調達、スタッフの確保、広報周知、その他イベント実施に必要な業務、アンケートによる調査分析等を行うこと。

【イベント】

(1) 企画・運営

- ・企画・運営にあたっては、eスポーツを活用することで、新たなコミュニケーションツールとなるイベントとなるよう工夫すること。
- ・eスポーツの魅力発信に寄与するデモンストレーションを企画に組み入れること。
- ・必要に応じて地元企業や観光協会等と連携するなど、効果的に地域活性化を図るための工夫をすること。
- ・MCやゲストを招聘し集客性を高めること。
- ・eスポーツ人材育成の観点から、県内eスポーツ専門学校や高校等の生徒の参画を得て運営等を行うこと。

(2) 会場の確保

- ・少なくとも50名程度以上収容可能な会場を確保し、連絡調整を行うこと。
- ・会場はアクセスの利便性を考慮した立地とするほか、オープンスペースでの開催とするなど集客性を高めるよう工夫すること。

(3) 会場設営・撤収

- ・ゲーム機器、大型モニター、音響機器、ステージ、机・椅子など、イベントに必要な会場設営・撤収を行うこと。

(4) ライブ中継

- ・対戦の様子は実況とともにYoutube等でライブ配信し、誰もが容易に視聴できる体制を構築すること。
- ・ライブ配信では、兵庫の紹介を挟むなど県の魅力発信に資する要素を取り入れること。

(5) 参加者の募集・連絡調整

- ・参加者は少なくとも30名程度以上確保するよう調整すること。

(6) 賞品の調達

- ・賞品はeスポーツの活動に必要な周辺機器等を調達し、上位入賞者に授与すること。

(7) 使用タイトルの選定

- ・集客力のあるタイトルから候補を選定し、委託事業者決定後に事務局とも調整の上使用タイトルを決定すること。

(8) 広報周知

- ・SNS、HP、ポスター、チラシ、専門誌への掲載、プレスリリース等によりイベントを広く周知すること。

(9) PR動画

- ・当日の様子を記録した2～3分程度のPR用動画を作成し、県に提出すること。

【アンケート調査】

- ・イベントの効果を分析するためのアンケートを作成し、参加者や来場者に対する調査を実施すること。アンケートの作成にあたっては、経済効果、集客効果、今後のニーズが測定できる項目を盛り込み、事務局と内容を十分に調整すること。
- ・アンケート結果を分析し事務局へ報告すること。

【その他】

- ・自主事業の実施や一部経費の自己負担等により、官民連携の趣旨に沿った提案となるよう配慮すること。

5 事業実施上の留意点

(1) 契約の締結

本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。このとき、事業の目的を達成するため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行うことがある。

(2) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(3) 信頼性及び安全性の確保

受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(6) 再委託

- ・受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- ・委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- ・受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、委託者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、委託者の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- ・再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- ・受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(7) 実績報告書の提出

受託者は事業の終了後、実績報告書を提出する。

(8) 成果品の利用

事業で得られた著作物等の成果品の所有権、著作権、利用権は、全て委託者に帰属する。委託者は、成果品を期間の制限なく、無償で、自ら使用するために必要な範囲内で公開し、放送するなど、隨時利用できることとする。

(9) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。